

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、令和6年第3回川根本町議会定例会を開会します。



◎開 議

○議長（石山貴美夫君） これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は山本銀男代表監査委員に出席いただいております。後ほど、令和5年度一般会計及び特別会計並びに事業会計決算審査の結果について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月28日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は同意2件、議案11件、認定7件が町長から提出されております。

また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果報告書、決算審査意見書、財政健全化判断比率審査意見書、基金運用状況審査意見書について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があ

ります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、改めましておはようございます。

第3回定例会ということで、御出席いただきましてありがとうございます。また、台風10号では迷走台風でして、大分雨も降り、皆さんもニュース等聞いておるとおり平栗地区が一部孤立してしまったわけですけれども、その中において、よく職員も動いていただいている手配していただきました。2回ほど崩れた関係の中でやっと迂回路、富士城のほうから回れるようになった。昨日もそうしたことで、何とか中部電力の発電機のほうも来ていただけるようになったし、電気は解消されると思います。

その間、食料とか燃料、レンタカー使ったりいろいろしてきました。絶えずそういった意味の中で災害において、私、町長になってから、この異常気象の中で災害が多いものですから、台風10号を経験によく職員も動いて行動してくれた、こんなふうにしております。

また、この5か月間教育長いなかったわけですけれども、皆様の御同意によって何とか教育長、やっと三役そろふことができました。私もこの5か月間、いろんなことに悩みながらいろんな思いを感じております。町民の審判を受けて私も町長になったわけですので、いろんな意味で、今回子供さんの保護者の皆さんや町民の皆さんがこうして助けてくれたこと、忘れることはできません。

私も町民の審判を受けて町長やっているわけですので、さらに心して、あと1年、私の任期まで一生懸命努めてまいりたい、そんな所存でおりますので、皆様の御協力、御支援賜りますようよろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。



◎教育長挨拶

○議長（石山貴美夫君） 町長の御挨拶でもありましたが、本日、新しい教育長が議会へ出席となります。

教育長、石原一則君、御挨拶をお願いいたします。

○教育長（石原一則君） 皆さん、おはようございます。

8月21日、教育長職を拝命させていただきました石原一則と申します。貴重なお時間をお借りして、一言御挨拶申し上げさせていただきます。

今年度、県内では2番目となる義務教育学校、三ツ星学園、光の森学園を開校しました。学校教育の課題としては、この義務教育学校が地域の皆さんから愛され、地域の誇りと思えるような学校にしていくことです。

また、ユネスコ文化遺産への登録や、南アルプスエコパークは登録10周年となりました。

川根本町はすばらしい文化や自然あふれる町です。そうした文化や自然を生かして、世代を超えた学び合い、強い絆を持った活力あふれる持続可能な地域コミュニティをつくること
が社会教育の課題と考えております。そして、子育てしたい、住み続けたいと思えるような
魅力ある子育て教育環境を充実させていきたいと思っています。

皆様の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上、挨拶させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） ありがとうございます。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、中野暉君、10番、中田隆幸君
を指名します。



◎日程第2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの24日間に決定しました。



◎日程第3 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につい
てを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第4号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任
について、提案理由を説明いたします。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を

行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置されております。この委員会は3名の委員から成っており、このうち筒井佳仙氏が令和6年10月25日をもって任期満了となるため、引き続き筒井佳仙氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

筒井氏は平成29年12月から現委員として職務に精励されており、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えます。

なお、任期は令和6年10月26日から令和9年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議いただき、同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第4 同意第5号 教育委員会委員の任命について

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、同意第5号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 同意第5号、教育委員会委員の任命について提案理由を説明いたします。

森下氏は川根本町奥泉在住で、昭和27年1月24日生まれの満年齢72歳であります。静岡県立川根高等学校から中央大学文学部史学科に進み、卒業後静岡県公立学校の事務職員及び県中部教育事務所総務課に勤務され、平成24年3月31日に中川根中学校の事務職員を最後に定年退職されました。在職期間中には、静岡県公立小・中学校事務研究会会長、東海地区公立小・中学校事務研究会会長を歴任されました。

その後、財団法人静岡県教育会館非常勤事務職員、川根本町教育委員会教育総務課の臨時職員として努められました。また平成25年10月26日からは、川根本町選挙管理委員会委員補充員に選任され、川根本町の適正な選挙管理に御尽力いただきました。

現在は家事の農業に従事され、平成29年12月1日からは教育委員に就任され、現在2期目であります。また令和4年10月26日からは、教育長職務代理者を務められております。

このように森下氏は学校教育面に広く識見を有し、人柄も誠実で実直な方であり、これからの当町の学校教育や社会教育の諸課題に、引き続き真摯に取り組んでくださるものと期待するところです。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものです。2期目の任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、令和6年12月1日から令和10年11月30日までの4年間としたいものです。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第37号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第5、議案第37号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第37号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正により、災害弔慰金及び見舞金の支給に関する事項を調査、審議するための合議制の機関を設置するよう義務づけられております。

今回、災害発生時における災害関連死を認定するための支給審査委員会を設置したいため、関係する条例の一部を改正するものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第38号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正す
る条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第38号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部を改正する法律が公布され、令和6年12月2日から施行されるため、川根本町国民健康保険条例の規定の整備を図るよう必要な改正を行うものです。

主な改正の内容は、被保険者証が発行されなくなるため、被保険者証の返還に関する罰則規定の整合を図るものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第7 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは令和6年度、林道小河内線3号箇所災害復旧工事に関わるものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第39号、工事請負契約の締結について提案理由を説明いたします。

本件は、令和6年度林道施設災害復旧事業、林道小河内線災害復旧工事（令和4年台風15号災害）の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る8月27日、土木工事に関する特定建設業許可を有する5業者をもって指名競争入札を執行いたしました。その結果、徳山建設株式会社が落札し、契約金額8,140万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和7年2月28日を予定しております。

以上、御審議の上御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第8 議案第40号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これは令和6年度、林道智者山線災害復旧工事に関わるものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第40号、工事請負契約の締結について提案理由を説明いたします。

本件は、令和6年度林道施設災害復旧事業、林道智者山線災害復旧工事（令和5年台風2号災害）の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る8月27日に土木工事に関する特定建設業許可を有する5業者をもって、指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社柳澤組が落札し、契約金額5,335万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和7年2月28日を予定しております。

以上、御審議の上御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第9 議案第41号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、議案第41号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

これは令和5年度、町道長松線1号箇所災害復旧工事に関わるものです。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第41号、工事請負契約の変更契約の締結について提案理由の説明をいたします。

本案は令和5年度、令和4年災、査定番号第51号、町道長松線1号箇所道路災害復旧工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本案につきましては、令和5年10月25日、令和5年第3回議会臨時会により契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容を一部変更し、その契約金額を546万7,000円増額し、変更後契約金額1億2,998万7,000円で変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第10 議案第42号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第42号、静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について説明をいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行され、現行の被保険者証が発行されなくなるため、規約の整合を図るよう必要な変更を行うものです。

主な変更の内容は、規約中の「被保険者証及び資格証明書」の文言を「資格確認書等」に改めるものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 1 議案第 4 3 号 令和 6 年度川根本町一般会計補正予算
(第 3 号)

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第43号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,315万円を追加し、総額を68億400万円としたいものです。

今回の補正予算は、実施設計に基づく元北小学校解体工事費の増額、児童手当拡充に伴うシステム改修費、町災害弔慰金の支給に関する条例の一部改正による委員報酬、新型コロナワクチン接種助成費用、斎場建設のための造成工事の計上のほか、茶茗館及び音戯の郷における誘客キャンペーングッズに係る費用、治山工事に係る道路の追加、元青部小学校周辺土地の造成に係る費用、川根北出張所変電施設及び耐震性貯水槽の増額、感電ブレーカー設置推進事業補助金、災害復旧工事における電柱移設費用を計上しております。また、職員人件費の更正も併せて計上しています。

財源は、国・県支出金のほか、有利な起債である合併特例事業債を活用し、一般財源は全て繰越金で構成しております。

また、第2表の繰越明許については、今年度補正計上させていただいた元北小学校解体工事について、現時点で年内に完了が困難となったため繰越限度額を設定するものです。

第3表の地方債の補正は、歳入歳出予算に計上した合併特例事業債について、借入限度額を補正したいものです。

御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 2 議案第 4 4 号 令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第44号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、総額を6億7,836万3,000円としたいものです。

今回の補正予算は、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化に伴い、マイナンバーカードを所有しない人及び国民健康保険証とのひもづけを行っていない被保険者に対し、国民健康保険資格確認書を交付するための予算計上となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第45号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第45号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ310万円を追加し、総額を14億1,610万円としたいものです。

職員人件費の更正による計上となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第46号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第46号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万1,000円を追加し、総額を2,244万1,000円としたいものです。

今回の補正予算は、保険証がマイナンバーカードに一本化され、訪問看護における資格確

認及び請求のオンライン化が義務化されることに伴い、システムの導入に伴う費用を計上させていただきます。

財源は全て国庫支出金及び繰越金となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第47号 令和6年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第47号、令和6年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 議案第47号、令和6年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第3条の収益的収入及び支出について、収入においては16万4,000円を増額し、総額1億6,344万2,000円とし、支出においては32万8,000円を増額し、総額2億2,279万6,000円としたいものです。

職員人件費の更正による計上となります。

御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 認定第1号 令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第2号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第3号 令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第4号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第5号 令和5年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第21 認定第6号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業

特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第22 認定第7号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第22、認定第7号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者、鈴木浩之君。

○会計管理者（鈴木浩之君） それでは認定第1号から認定第7号まで、令和5年度会計の決算について、一括して説明をいたします。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度川根本町一般会計、そして5つの特別会計の決算について、また地方公営企業法第30条第4項の規定により、簡易水道事業会計決算について、議会の認定に付するものでございます。

なお、金額については、1,000円単位でお話をさせていただきます。

最初に、認定第1号、令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算であります。

決算書、一般会計の最後のページになりますけれども、103ページ、実質収支に関する調書に示したとおり、令和5年度一般会計の決算は、歳入総額77億4,956万9,000円、歳出総額69億379万6,000円、歳入歳出差引額8億4,577万3,000円、翌年度に繰り越すべき財源1億203万円、実質収支額7億4,374万3,000円であります。

歳入の主な内容です。一般会計1ページ、2ページであります。

まず、第1款です。町税は12億6,499万3,000円で、前年度から1,986万8,000円の減少であります。内訳は、町民税が2億6,135万8,000円、固定資産税9億4,277万4,000円、軽自動車税3,110万3,000円、町たばこ税2,586万円、入湯税389万8,000円であります。

町税の不納欠損処理額130万7,000円、収入未済額820万5,000円がありまして、徴収率は99.4%でございました。

2款の地方贈与税は1億489万3,000円です。

7款地方消費税交付金は1億6,094万7,000円です。

10款地方交付税は28億2,283万5,000円で、内訳としましては、普通交付税24億2,263万9,000円、特別交付税4億19万6,000円であります。

14款国庫支出金は災害復旧事業費補助金2億8,726万円などがありまして、7億1,443万6,000円であります。

15款県支出金は災害復旧事業費補助金1億8,651万5,000円などがありまして、5億8,660万7,000円あります。

17款寄附金は3,093万7,000円で、そのうち2,966万円がふるさと納税でございます。

18款の繰入金金は6,432万8,000円で、森林環境譲与税基金繰入金6,347万8,000円などの基金

繰入れがございました。

19款繰越金は9億4,346万4,000円で、前年度の歳計剰余金7億8,989万4,000円、繰越明許費繰越金1億5,212万3,000円、事故繰越繰越金144万7,000円の内訳であります。

21款町債は7億3,160万円で、前年度から4億4,000万円増加をしております。過疎対策事業のほか教育施設整備などの財源としまして合併特例債、災害復旧事業の財源に災害復旧債、これらを借り入れております。

歳出に移ります。決算書は一般会計の3ページ、4ページになります。

1款議会費は6,641万6,000円です。

2款総務費は10億6,124万3,000円で、定住移住に関する事業、川根本町内の公共交通確保のための事業がございました。

3款民生費12億7,220万4,000円です。住民税非課税世帯等臨時特別給付金の給付を行ってございます。

4款衛生費は6億9,252万円です。新しい斎場の建設事業に着手をしております。

6款農林水産業費は5億3,807万円です。農業に関する地域計画に着手。茶業推進事業においては碾茶加工施設の整備、茶製造機械長寿命化事業などがありました。

7款商工費は4億1,397万円です。商工業振興関係でプレミアムつき商品券事業、観光振興関係事業で春夏秋冬観光集客事業がありました。

8款土木費は4億919万5,000円です。災害土砂の排出、町道閑蔵線接岨トンネル照明改修、町道高郷上長尾線関係の設計、そういった支出がございます。

9款消防費は2億7,296万9,000円です。災害対策として避難指定所非常用発電設備の工事、自主防災会防災用資機材整備などがございます。

10款教育費は10億85万5,000円です。学校再編に関する経費、徳山の盆踊りがユネスコ無形文化遺産登録されたことに伴う、静岡県地域連携プログラム事業などがございました。

11款災害復旧費は6億3,212万6,000円です。内訳は、農林水産施設2億4,123万3,000円、公共土木施設3億9,089万2,000円です。

12款公債費は5億4,238万7,000円で、前年度から734万円の減少でございます。

なお、13款予備費において、209万円充用処理をしております。充用先は4款衛生費でございました。

以上で、まず認定第1号、一般会計決算に関する説明を終了いたします。

続いて、特別会計の決算であります。

認定第2号に関することとございます。

認定第2号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算です。

国民健康保険特別会計は、決算書、国保16ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額7億7,221万6,000円、歳出総額7億4,988万3,000円、歳入歳出差引額2,233万3,000円です。

歳入につきましては、決算書、国保の1ページを御覧ください。

1款国民健康保険税は1億3,526万6,000円で、前年度から466万1,000円増加しております。また、不納欠損額3,000円、収入未済額440万7,000円がありまして、徴収率は96.8%でありました。

4款県支出金は5億4,918万4,000円です。

6款繰入金は6,751万1,000円で、一般会計繰入金5,841万1,000円、基金繰入金910万円でございます。

7款の繰越金は1,723万9,000円でした。

歳出です。決算書、国保2ページになります。

2款保険給付費は5億2,538万4,000円で、前年度から5,329万8,000円減少であります。

3款国民健康保険事業費納付金は1億8,659万4,000円です。

5款保健事業費は1,411万円です。

続いて、認定第3号に移ります。

認定第3号、令和5年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算であります。

後期高齢者医療事業特別会計は、決算書、後期高齢6ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1億3,027万2,000円、歳出総額1億3,027万円、歳入歳出差引額2,000円であります。

まず、歳入です。決算書、後期高齢1ページであります。

1款後期高齢者医療保険料は9,801万4,000円で、前年度から158万9,000円増加しております。収入未済額は14万4,000円です。

3款繰入金は3,180万2,000円です。

歳出に移ります。2ページを御覧ください。

1款後期高齢医療広域連合納付金は1億3,009万円で、前年度から260万円増加をしております。

次に、認定第4号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算であります。

介護保険事業特別会計は、決算書、介護16ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額14億297万3,000円、歳出総額13億9,915万5,000円、歳入歳出差引額381万8,000円でございます。

歳入は、決算書、介護1ページを御覧ください。

1款保険料1億9,763万4,000円で、前年度から386万8,000円減少をしております。不納欠損額3,000円、収入未済額は80万6,000円であります。

3款国庫支出金3億8,376万9,000円、4款支払基金交付金3億6,219万6,000円、5款県支出金1億9,934万8,000円です。

7款繰入金は2億4,701万2,000円で、一般会計繰入金2億1,701万2,000円、基金繰入金3,000万円の内訳であります。

8 款繰越金は1,278万3,000円です。

介護保険の歳出です。決算書、介護 2 ページとなります。

2 款保険給付費は12億9,658万4,000円で、前年度から1億697万8,000円増加であります。

5 款地域支援事業費は5,460万8,000円であります。

次に、認定第 5 号に移ります。

認定第 5 号、令和 5 年度川根本町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算です。

訪問看護事業特別会計は、決算書、訪問看護 6 ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額1,398万2,000円、歳出総額1,209万9,000円、歳入歳出差引額183万3,000円であります。

歳入は、決算書、訪問看護 1 ページです。

1 款サービス収入は1,363万2,000円で、前年度対比83万3,000円の増加であります。

2 款繰入金は、収入がございませんでした。

歳出です。決算書、訪問看護 2 ページを御覧ください。

1 款サービス事業費は1,209万9,000円で、前年度から84万8,000円減少となった決算でございます。

認定第 6 号です。

認定第 6 号、令和 5 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算であります。

いやしの里診療所事業特別会計は、決算書、診療所 7 ページ、実質収支に関する調書のとおり、歳入総額4,832万5,000円、歳出総額4,820万6,000円、歳入歳出差引額11万9,000円あります。

歳入は、決算書の診療所 1 ページです。

1 款診療収入は3,648万7,000円で、前年度から230万9,000円減少をしております。

3 款繰入金は1,141万8,000円です。

歳出に移ります。決算書、診療所 2 ページです。

1 款総務費は3,760万1,000円、2 款医業費は1,060万5,000円です。

これで、特別会計の決算認定に係る説明を終了いたしまして、認定第 7 号に移ります。

最後に、認定第 7 号、令和 5 年度から公営企業となりました簡易水道事業の決算でございます。事業報告書を提出してございまして、この報告書は公営企業法第30条第 9 項、また地方公営企業法施行令第23条に基づき調製をしております。令和 4 年度までの決算書とは形式が異なっております。

決算報告書 7 ページ、それから 8 ページに、令和 5 年度簡易水道事業会計決算報告書を示しておりますので御覧ください。

まず、7 ページです。

収益的収入及び支出になります。この書類は消費税及び地方消費税相当額を勘案して、計数の整理をしております。

収入第11款簡易水道事業収益は1億8,778万9,000円、支出第21款簡易水道事業費用は2億4,603万6,000円、差引き5,824万8,000円の赤字であります。この内訳につきましては、書類としては前後いたしますけれども、5ページの予算執行状況において明細を示しております。

収入のうち、給水収益は1億925万円です。支出において、営業費用に減価償却費1億1,743万9,000円と資産減耗費1,595万8,000円を、また災害等による特別損失2,560万7,000円を計上してございます。

続きまして8ページ、資本的収入及び支出であります。

収入第31款資本的収入は7,530万円、支出41款資本的支出は1億245万9,000円、差引き2,715万9,000円の赤字です。資本的収支の赤字分につきましては、当年度消費税及び地方消費税調整額と当年度損益勘定留保資金において補填するとしております。

以上で、認定第1号から認定第7号に関する説明を終了いたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、令和5年度一般会計及び特別会計並びに事業会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告いただきたいと思っております。代表監査委員、山本銀男君。

○代表監査委員（山本銀男君） 監査委員の山本銀男です。

令和5年度一般会計及び各特別会計並びに簡易水道事業会計の決算審査につきまして報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和5年度川根本町一般会計歳入歳出決算、令和5年度川根本町国民健康保険事業ほか、4事業の特別会計歳入歳出決算並びに公営企業法第30条第2項の規定に基づき、町長より審査に付されました令和5年度川根本町簡易水道事業会計決算につきまして、去る7月19日、22日、25日、26日、29日の5日間、中野浩和監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計につきましては歳入歳出決算書、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書、その他関係帳簿及び証拠書類の照合を行い、関係職員から説明を受けました。同じく、簡易水道事業会計につきましては決算報告書、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書、剰余金処分計算書、その他決算附属書類につきまして会計帳簿、証拠書類との照合を行い、関係職員からの説明を聴取いたしました。

審査の結果、一般会計及び各特別会計の決算書及び調書類並びに簡易水道事業会計決算報告書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数処理は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りがなく適正と認められました。

審査の概要と意見につきましては決算審査意見書として提出をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で報告を終わります。ありがとうございました。

これから質疑を行います。質疑は認定第1号から認定第7号まで総括的な内容で行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、認定1号から認定第7号については、10人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く10人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く10人の議員を選任することに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第23 議員派遣の件

○議長(石山貴美夫君) 日程第23、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、9月13日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

議員はこの場で引き続き、決算特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行ってください。

委員会終了後に全員協議会を開会しますので、関係者は大会議室でお待ちください。

散会 午前10時00分